令和5年度川崎市一般会計補正予算についての市長の専決処分の承認に ついて

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和5年5月22日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について 特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると 認め、次のとおり専決処分する。

令和5年4月14日 川崎市長 福 田 紀 彦

令和5年度川崎市一般会計補正予算

令和5年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,178,967千円を追加 し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 868,441,087千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

		款						項			
17 国	庫	支	出	金							
					2	玉	庫	補	助	金	
		成		入	合		計				

蔵 出

款											項				
4	Σ	Ľ	b	未	来	費									
							1	۲	본	ŧ	青	少	年	費	
				崴		出	4	Ť		計					

補	Œ	前	の	額	補	正	額	計
		163,	026,	千円 629		1, 178	手円 B, 967	千円 164, 205, 596
		33,	315,	074		1, 178	3,967	34, 494, 041
		867,	262,	120		1, 17	3,967	868, 441, 087

補	正	前	の	額	補	正	額	計
		136,	331,	千円 206		1, 178	千円 8,967	千円 137, 510, 173
		46,	427,	111		1, 178	8,967	47, 606, 078
		867,	262,	120		1, 17	8,967	868, 441, 087